

〔1 釈文〕 蚕種代金滞り一件添状依頼（元文元年）

覚

拙者儀、数ヶ年蚕種商売仕候処ニ、蚕種

売懸金五両貳分・錢九拾八貫六百拾四文、

拙者所持之貸帳御披見ニ入候通、右蚕

種代金相滞、埒明不レ申、迷惑仕候ニ付、

此度御公儀様江御訴訟申上、御

書判頂戴仕、蚕種代金貸方分

請取申度奉レ存、依レ之御役所様江

御添状被レ下候様ニ御頼申上候、尤此

儀ニ付、貴殿并組頭中・五人組中

御公儀様迄被ニ召出一候共、道中并

江戸逗留入用・諸賄、拙者方より差

出シ可レ申候、為ニ後日一仍如レ件

黒川村願人

甚左衛門 ①

元文元年辰九月

組頭

伝兵衛 ①

五人組

善兵衛 ①

同断

九郎左衛門 ①

但、五人組之内六右衛門与惣兵衛兩人、病身故不ニ罷出一候

【1読み下し文】

覚

拙者儀、数か年蚕種（さんしゆ）商売仕（つかまつ）り候処に、蚕種
売り懸け金五両式分・錢九拾八貫六百拾四文、

拙者所持の貸し帳御披見（ひけん）に入れ候通り、右蚕

種代金相（あい）滞り、埒明（らちあけ）申さず、迷惑仕り候に付、

此（こ）の度（たび）御公儀（こうぎ）様へ御訴訟申し上げ、御

書判（かきはん）頂戴（ちようだい）仕り、蚕種代金貸し方分

請け取り申し度存じ奉（たてまつ）り、これに依（よ）り御役所様へ

御添え状下され候様に御頼み申し上げ候、尤（もつと）も此の

儀に付、貴殿並び組頭（くみがしら）中・五人組中

御公儀様迄召し出され候とも、道中（どうちゆう）並び

江戸逗留（とうりゆう）入用・諸賄（まかな）い、拙者方より差し

出し申すべく候、後日のため仍（よつ）て件（くだん）の如（ごと）し

（一七三六）

元文元年辰九月

黒川村願い人

甚左衛門^印

組頭

伝兵衛^印

五人組

善兵衛^印

同断（どうだん）九郎左衛門^印

但（ただ）し、五人組の内六右衛門与惣兵衛兩人、病身故（ゆえ）
罷（まか）り出さず候